

平成31年1月25日

会員各位

公益財団法人日本博物館協会

シンポジウム「これからの博物館制度の在るべき姿
～博物館法見直しの方向性をさぐる～」のご案内

1 開催趣旨

平成29(2017)年の改正により文化芸術基本法に改称された同法の下で、博物館に対する社会的役割はより重要なものと位置づけられ、第26条「美術館・博物館・図書館等の充実」では「国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」と述べられている。平成30(2018)年の文化財保護法の改正は、こうした流れを受け、文化財の保存と活用の在り方を再整理した。一方、博物館の基本的な在り方を規定する博物館法については、平成20(2008)年の改正において、課題として残された博物館登録制度や学芸員資格の在り方等については、未だ課題として残され、多様な博物館との乖離が顕著化している。

こうした状況をふまえ、日本博物館協会は「博物館登録制度の在り方に関する調査研究報告書」を発行し、昨年は、「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」と題する提言を発売した日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会との合同シンポジウムを開催し、今後の博物館制度を考えるための基本的課題を整理した。

今回のシンポジウムでは、これからの博物館制度の在り方について、より広範な視点から捉え、現行の博物館法の見直しを進めるための議論を深める機会としたい。

2 主催 公益財団法人日本博物館協会

3 共催 東京文化財研究所、全日本博物館学会、日本展示学会、
日本ミュージアム・マネジメント学会（申請中）

3 日時 平成31年3月2日(土) 13時30分～17時30分

4 会場 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所（台東区上野公園内）
地下セミナー室

5 資料代 500円

6 申込 日本博物館協会 シンポジウム係宛に、下記 件名と①～④を明記のうえ、
メールにて申し込みください。

件名：3月2日シンポジウム申込

内容：①氏名、②所属、③電話番号、④E-mail アドレス

6 定員 120名

7 申込・ 公益財団法人日本博物館協会 シンポジウム係

問合先 〒110-0007 東京都台東区上野公園12-52 黒田記念館別館3階

TEL 03-5832-9108 FAX 03-5832-9109

E-mail webmaster@j-muse.or.jp

プログラム概要 (予定) 13:30~17:30

主催者あいさつ・趣旨説明

日本博物館協会

報告 1

小佐野 重利 (日本学術会議会員、東京大学大学院教育学研究科特任教授)

「提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」から考える今後の博物館制度の検討課題」

報告 2

栗原 祐司 (ICOM京都大会2019運営委員長、京都国立博物館副館長)

「諸外国の博物館の状況から日本の制度を見直す—中国・韓国を中心事例として—」

<休憩>

報告 3

井上 洋一 (日本学術会議連携会員、東京国立博物館副館長)

「国立文化財機構の取組み—国立機関の機能と役割—」

報告 4

小川 義和 (国立科学博物館連携推進・学習センター長)

「自然科学系博物館と博物館法—現状の課題と今後—」

報告 5

岡田 尚憲 (日本動物園水族館協会事務局長)

「動物園・水族館から博物館法に望むこと—現状の課題と今後—」

<休憩>

総合討論 司会 佐々木 秀彦 (東京都歴史文化財団事務局企画担当課長)

報告者5名+コメンテーター

芳賀 満 (日本学術会議連携会員、東北大学高度教養教育・学生支援機構教授)

村田 麻里子 (関西大学社会学部教授)